

様式第7号（第4条の2関係）

舞生図第 7 号
令和6年 6月19日

森本 隆 様

舞鶴市長 嶋田 秋津



開示決定等期限延長通知書

令和6年6月10日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	（仮称）舞鶴市立中央図書の計画において建築予定地がハザードマップで浸水被害想定区域内であることの危険性や対策について協議した内容、経緯や詳細、方法、根拠など事情が分かるもの全て 起案書面または供覧書面含む。
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和6年 6月10日から 令和6年 6月24日まで
延長後の期間	令和6年 6月10日から 令和6年 8月 8日まで
延長の理由	開示のための事務手続きに時間を要するため
担当部課等	生涯学習部 図書館課 電話番号 68-9221（内線 ）
備考	

舞生図第 7 号
令和6年 6月19日

森本 隆 様

舞鶴市長 鳴田 秋津



開示決定等期限延長通知書

令和6年6月10日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	図書館課がホームページで公開した資料2 質問回答【質問3】なぜ、東図書館を残せないのかの中で、施設維持のための大規模改修に6億から7億円程度の経費負担が想定されについての根拠となる資料、業者に依頼した仕様書、経緯や詳細、範囲、図面、方法、根拠の分かるもの全て。起案書面または供覧書面含む。 ※市長記者会見では10数億円が必要されるとしていますが担当課と市長記者会見の回答が異なる事について説明できる資料一式も開示してください。
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和6年 6月10日から 令和6年 6月24日まで
延長後の期間	令和6年 6月10日から 令和6年 8月 8日まで
延長の理由	開示のための事務手続きに時間を要するため
担当部課等	生涯学習部 図書館課 電話番号 68-9221（内線 ）
備考	

森本 隆 様

舞鶴市長 鳴田 秋津



開示決定等期限延長通知書

令和6年6月10日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	鳴田市長が定例記者会見で述べた中央図書館の整備と図書館機能の拡充についての中で既存図書館を建替もしくは長寿命化改修するには、十数億円の経費負担が想定と述べた根拠となる資料、業者に依頼した仕様書、経緯や詳細、範囲、図面、方法、根拠の分かるもの全て。 起案書面または供覧書面含む。
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和6年 6月10日から 令和6年 6月24日まで
延長後の期間	令和6年 6月10日から 令和6年 8月 8日まで
延長の理由	開示のための事務手続きに時間を要するため
担当部課等	生涯学習部 図書館課 電話番号 68-9221（内線 ）
備考	

舞生図第 7 号
令和6年 6月19日

森本 隆 様

舞鶴市長 鳴田 秋津



開示決定等期限延長通知書

令和6年6月10日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	(仮称)舞鶴市立中央図書館基本設計業務公募型プロポーザルでの審査内容、評価点、評価理由、評価委員の氏名、評価委員の意見など遠藤克彦建築研究所受託候補者になった経緯や詳細、方法、根拠の分かるもの全て。起案書面または供覧書面含む。 ※全てのプロポーザル応募者分含む。
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和6年 6月10日から 令和6年 6月24日まで
延長後の期間	令和6年 6月10日から 令和6年 8月 8日まで
延長の理由	開示のための事務手続きに時間を要するため
担当部課等	生涯学習部 図書館課 電話番号 68-9221 (内線)
備考	

様式第7号 (第4条の2関係)

舞生図第 7 号
令和6年 6月19日

森本 隆 様

舞鶴市長 鳴田 秋津



開示決定等期限延長通知書

令和6年6月10日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	図書館再編についての懇談会と令和6年度 第1回「これからの図書館を考える市民ワークショップ」すべての参加者の発言がわかる議事録全て (傍聴者意見も含む)
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和6年 6月10日から 令和6年 6月24日まで
延長後の期間	令和6年 6月10日から 令和6年 8月 8日まで
延長の理由	開示のための事務手続きに時間を要するため
担当部課等	生涯学習部 図書館課 電話番号 68-9221 (内線)
備考	